



山形県公報

令和5年9月29日(金)
第442号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子ども成育支援課) …… 990
- 山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) …… 同
- 山形県財務規則の一部を改正する規則……………(会 計 局) …… 992

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) …… 993
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) …… 同
- 肥料の登録の有効期間の更新……………(農業技術環境課) …… 同
- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) …… 994
- 内水面漁場計画の変更及び漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項等の公表……………(水産振興課) …… 同
- 漁業の免許……………(同) …… 996
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) …… 同
- 平成20年10月県告示第953号(建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項に基づく特定工程等の指定)の一部改正……………(建築住宅課) …… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) …… 同
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(会 計 局) …… 997

企 業 局 関 係

規 程

- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程…………… 同

病 院 事 業 局 関 係

規 程

- 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程…………… 998

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(DX推進課) ……1001
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(道路整備課) …… 同
- 同……………(米沢工業高等学校) …… 同

規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第48号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号（表）中

今回申請する受診者に係る特定医療費（指定難病）の支給認定又は支給認定の申請の有無	有・無	病 名							を
		特定医療費（指定難病）の受給者番号							

今回申請する受診者に係る特定医療費（指定難病）の支給認定又は支給認定の申請の有無	有・無	病 名							に改
		特定医療費（指定難病）の受給者番号							
小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日（更新の場合は、記入不要）	年 月 日	左欄の年月日が申請日から1箇月前の日より前の年月日である理由 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したことにより、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 []							

め、同様式（表）の備考に次の1項を加える。

- 4 支給開始日は、指定医が支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の小児慢性特定疾病の状態が「疾病の状態の程度」を満たしていると診断した日又は申請日の1箇月前（やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3箇月前）の日のいずれか遅い日まで遡ることが可能であるので、「小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日」については、申請日にかかわらず、医療意見書に記載された診断年月日等、医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載すること。

附 則

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第2号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第49号

山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則（平成26年12月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（表）中

受診者の 保護者 (受診者が 18歳未満の場 合に記入する こと)	フリガナ											受診者との続柄		
	氏名													
	個人番号													
	住所 (受診者と同じ 場合は記入不要)	(郵便番号)					(電話番号)					(日中連絡が取れる電話番号)		
病名														

を

病名												
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に、

<input type="checkbox"/> ⑥	<input type="checkbox"/> 軽症高額該当	症状が軽症で、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が1年間に3回以上ある者
----------------------------	---------------------------------	---

を

<input type="checkbox"/> ⑥	<input type="checkbox"/> 軽症高額該当	症状が軽症で、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が1年間に3回以上ある者
特定医療費の支給 を開始することが 適当と考えられる 年月日	年 月 日	左欄の年月日が申請日から1箇月前の日より前の年月日である理由 <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 ()

に改め、

同様式（表）の備考に次の1項を加える。

- 3 特定医療費の支給開始日は、指定医が重症度分類を満たしていると診断した日（軽症高額該当の場合は、軽症高額の基準を満たした日の翌日）又は申請日の1箇月前（やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3箇月前）の日のいずれか遅い日まで遡ることが可能であるので、「特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日」については、申請日にかかわらず、臨床調査個人票に記載された診断年月日等、特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載すること。

別記様式第1号（裏）を次のように改める。

(裏)

氏名及び個人番号		受診者との続柄	職業又は就学の状況等	生年月日	特定医療費(指定難病)又は小児慢性特定疾病医療費の支給認定の有無
		本人		年 月 日	
個人番号				年 月 日	有 (特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無 (申請中の場合は病名)
個人番号				年 月 日	有 (特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無 (申請中の場合は病名)
個人番号				年 月 日	有 (特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無 (申請中の場合は病名)
個人番号				年 月 日	有 (特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無 (申請中の場合は病名)
個人番号				年 月 日	有 (特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無 (申請中の場合は病名)
個人番号				年 月 日	有 (特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無 (申請中の場合は病名)
個人番号				年 月 日	有 (特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無 (申請中の場合は病名)
フリガナ					受診者との続柄
氏名					
個人番号					
住所 (受診者と同じ場合は記入不要)	(郵便番号)	(電話番号)		(日中連絡が取れる電話番号)	

世帯について(受診者と同一の医療保険に加入している者)

- 備考 1 受診者と同一の世帯に属する者のうち、当該受診者と同じ医療保険に加入している者を全て記入すること。
- 2 「特定医療費又は小児慢性特定疾病医療費の支給認定の有無」の欄については、該当するものを○で囲むこと。また、「有」を○で囲んだ場合には、認定を受けている医療費を○で囲むとともに当該医療費に係る受給者番号を記入すること。「無」を○で囲んだ場合で申請中の場合は病名を記入すること。

附 則

- この規則は、令和5年10月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第1号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和5年9月29日
 山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第50号
山形県財務規則の一部を改正する規則
 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。
 第134条第3項中「証する書面」を「証する書面又は当該保証を証するための電磁的記録」に、「の提出」を「又

は電磁的記録の提出」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

告 示

山形県告示第670号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
株式会社bloom 埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目853番地8 ウェルネスキューブ大宮 5階	ブロッサム 寒河江市大字八楯570番地8	就労継続支援（B型）	20名	令和 5. 9. 1

山形県告示第671号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和5年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
合同会社P A - L 米沢市塩井町塩野1197番地の3	support roomぱある 米沢市徳町13番地 7	放課後等デイサービス	20名	令和 5. 9. 1
合同会社P A - L 米沢市塩井町塩野1197番地の3	support roomぱある 米沢市徳町13番地 7	児 童 発 達 支 援	20名	同

山形県告示第672号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録番号	肥 料 の 種 類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生 産 業 者		有効期限
					名 称	住 所	
山 形 県 第465号	蒸製骨粉	スープ滓骨粉（骨）	窒素全量 3.0 りん酸全量21.0		丸善食品工業株式会社	東京都板橋区成増一丁目30番13号	令和 11. 9. 8
山 形 県 第466号	肉骨粉	スープ滓骨粉（粉）	窒素全量 5.0 りん酸全量14.0		同	同	同

山形県告示第673号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

令和5年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称 (氏 名)
11402424920	牛	黒毛和種	紀 多 桜 (2022子山形黒 1402424920)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産研究所
11658183503	同	同	福 之 音 (2022子山形黒 1658183503)	同	同

山形県告示第674号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用する同法第64条第8項において準用する同条第6項の規定により変更した内水面漁場計画及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項等は、次のとおりである。

令和5年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 内水面漁場計画の内容

令和5年4月県告示第345号によりその内容を公示した内水面漁場計画に、次のとおり追加した。

(29) 公示番号 内区第1号

- イ 漁場の位置 南陽市萩生田及び高梨地内
- ロ 漁場の区域 古峯堤
- ハ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	こ い 養殖業	周 年

- ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- ホ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(30) 公示番号 内区第2号

- イ 漁場の位置 村山市大字富並及び大字田沢地内
- ロ 漁場の区域 大谷地沼及び下堤
- ハ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	じ ゅ ん さ い 養殖業	周 年

- ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- ホ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(31) 公示番号 内区第3号

- イ 漁場の位置 村山市大字大槇地内
- ロ 漁場の区域 玉ノ木
- ハ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	こ い 養殖業	周 年

- ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- ホ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(32) 公示番号 内区第4号

- イ 漁場の位置 東根市大字羽入地内
- ロ 漁場の区域 小見川水源地及びその下流205メートルまでの小見川
- ハ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	に じ ま す 養殖業	周 年

- ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- ホ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(33) 公示番号 内区第5号

- イ 漁場の位置 新庄市大字鳥越地内
- ロ 漁場の区域 溜池
- ハ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	こ い 養殖業	周 年

- ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- ホ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(34) 公示番号 内区第6号

- イ 漁場の位置 東置賜郡高畠町大字高安地内
- ロ 漁場の区域 鈴沼
- ハ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	こ い 養殖業	周 年

- ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- ホ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(35) 公示番号 内区第7号

- イ 漁場の位置 米沢市大字三沢地内
- ロ 漁場の区域 温水ため池
- ハ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	こ い 養殖業	周 年

- ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- ホ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

- (1) 内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 別紙のとおり
 - (2) 漁場図 別図のとおり
- なお、別紙及び別図は省略し、農林水産部水産振興課において縦覧に供する。

- 3 漁業の免許予定日 令和6年1月1日
- 4 申請期間 告示の日から令和5年10月31日まで

山形県告示第675号

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条第1項の規定により、漁業権の内容たる漁業について、次のとおり免許した。

令和5年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

免許番号	漁業の免許を受けた者		漁業権の内容	漁業権の免許年月日
	所在地	名称		
海 共 第1号	酒田市船場町二丁目 2番1号	山形県漁業協同組合	令和5年3月県告示第204号 (以下「告示」という。)第 1項第1号イに記載のとおり	令和 5. 9. 1
海 共 第2号	同	同	告示第1項第1号ロに記載の とおり	同
海 共 第3号	同	同	告示第1項第1号ハに記載の とおり	同
海 共 第4号	同	同	告示第1項第1号ニに記載の とおり	同

山形県告示第676号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
横川ダム（西置賜郡小国町の一部）
- 2 公共測量を実施する期間
令和5年9月25日から令和6年2月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ計測）

山形県告示第677号

平成20年10月県告示第953号（建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項に基づく特定工程等の指定）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。ただし、同日前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認を申請し、又は同法第18条第2項の規定による通知を行った建築物については、なお従前の例による。

令和5年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項を削り、第3項中「第85条第6項又は第7項」を「第18条第2項の規定の適用を受けるもの、同法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等であるもの又は同法第85条第6項若しくは第7項」に改め、同項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を削る。

山形県告示第678号

次の開発行為は、完了した。

令和5年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号

- 令和5年8月10日 指令村総建第190号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東村山郡山辺町大字根際字向原1068番10
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東村山郡山辺町大字要害447番地 山口 修人、山口 萌華

山形県告示第679号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から施行する。

令和5年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。
- 第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 第36条第8項中「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に、「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 第36条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「次項の規定による請求があったときも、また同様とする。」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 第37条第1項中「前条第5項」を「前条第7項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 第42条第1項中「第3項」を「第4項」に、「第5項から第7項まで」を「第7項から第9項まで」に改め、同条第2項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第5項中「第37条第3項」を「第37条第4項」に改める。
- 第63条中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第12号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月29日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第144条第3項中「書面を」を「書面又は当該保証を証するための電磁的記録を」に、「の提出」を「又は電磁的記録の提出」に改める。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第15号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月29日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。
別記様式第49号を次のように改める。

様式第49号（納入通知書・領収証書（システム用））

納入（返納）通知書・領収証書

年 管理番号

住所

山形県病院事業会計

〒

収入科目 款 項 目

納入（返納）金額

氏名

（ %対象 円 内税 円 ）

納入（返納）理由

納入場所 山形県病院事業局出納取扱金融機関又は

納期限 年 月 日

山形県 企業出納員

上記の金額を領収しました。

右のとおり納入してください。

年 月 日

発行者

印

（登録番号：T4-8000-2000-1414）

領収済日付印

（納入義務者）

収 入 票

年 管理番号

住所

山形県病院事業会計

〒

収入科目 款 項 目

納入（返納）金額

氏名

（ %対象 円 内税 円 ）

納入（返納）理由

納期限 年 月 日

山形県病院事業局出納取扱金融機関

取りまとめ 金融機関名	取りまとめ金融機関 の出納日付印	領収済日付印

山形県病院事業局

（登録番号：T4-8000-2000-1414）

（取り扱い店→取りまとめ店）

取扱金融機関へ この受入書類はOCRで処理する県公金ではありません。取りまとめ店に文書扱いによりお送りください。

領 収 済 通 知 書

年 管理番号

住所

山形県病院事業会計

〒

収入科目 款 項 目

納入（返納）金額

氏名

（ %対象 円 内税 円 ）

納入（返納）理由

納期限 年 月 日

右記の金額を領収したので通知します。

取りまとめ 金融機関名	取りまとめ金融機関 の出納日付印	領収済日付印

企業出納員 殿

（登録番号：T4-8000-2000-1414）

（取り扱い店→取りまとめ店→企業出納員）

別記様式第51号を次のように改める。

様式第51号（納入書・領収証書）

納入書・領収証書

住所

〒

氏名

納入場所 山形県病院事業局出納取扱金融機関又は
山形県 企業出納員

右のとおり納入してください。

年 月 日

発行者

印

（登録番号：T4-8000-2000-1414）

年 管理番号

山形県病院事業会計

収入科目 款 項 目

納入（返納）金額

（ %対象 円 内税 円 ）

納入（返納）理由

納期限 年 月 日

上記の金額を領収しました。

領収済日付印

（納入義務者）

収 入 票

住所

〒

氏名

山形県病院事業局出納取扱金融機関

山形県病院事業局

（登録番号：T4-8000-2000-1414）

年 管理番号

山形県病院事業会計

収入科目 款 項 目

納入（返納）金額

（ %対象 円 内税 円 ）

納入（返納）理由

納期限 年 月 日

取りまとめ 金融機関名	取りまとめ金融機関 の出納日付印	領収済日付印

（取り扱い店→取りまとめ店）

取扱金融機関へ この受入書類はOCRで処理する県公金ではありません。取りまとめ店に文書扱いによりお送りください。

領 収 済 通 知 書

住所

〒

氏名

右記の金額を領収したので通知します。

企業出納員 殿

（登録番号：T4-8000-2000-1414）

年 管理番号

山形県病院事業会計

収入科目 款 項 目

納入（返納）金額

（ %対象 円 内税 円 ）

納入（返納）理由

納期限 年 月 日

取りまとめ 金融機関名	取りまとめ金融機関 の出納日付印	領収済日付印

（取り扱い店→取りまとめ店→企業出納員）

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県大規模システム統合基盤運用保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2094
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年8月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市本町一丁目4番27号
- 5 随意契約に係る契約金額 53,307,100円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和5年度（債務負担行為工事）道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁更新）一般県道余目松山線庄内橋桁製作架設工事
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県県土整備部道路整備課橋梁・舗装担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2594
- 3 落札者を決定した日 令和5年8月4日
- 4 落札者の名称及び所在地
IHIインフラシステム・瀧上工業特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区本町一丁目1番1号
- 5 落札金額 2,816,011,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和5年5月12日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年9月29日

山形県立米沢工業高等学校長 佐 藤 有 二

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立米沢工業高等学校情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立米沢工業高等学校事務室 米沢市大字川井300番地 電話番号0238(28)7050
- 3 落札者を決定した日 令和5年7月28日
- 4 落札者の名称及び所在地

株式会社データシステム米沢 米沢市中田町1248番地6

5 落札金額 5,599,825円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和5年6月27日